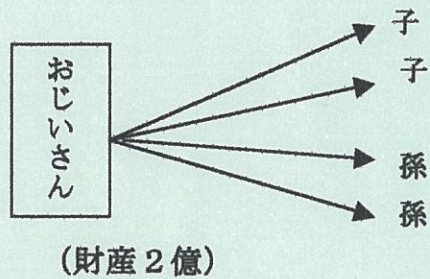


花見の季節は終わり、梅雨を迎えるまでのさわやかな季節となりました。
総裁選挙後に日本経済の春は来るのでしょうか？

今月の話題

贈与税は110万円まで非課税になりました！

平成13年の税法改正で、贈与税の基礎控除額が『当分の間』60万円から110万円に引き上げられました。どういうことか次の例を見てみましょう。



相続財産を減らすために、おじいさんは毎年子供や孫たちに財産を贈与していた。

平成13年～平成23年
 $115万円 \times 4人 = 460万円$
 $460万円 \times 10年 = 4,600万円$
 贈与税額 (子供たちが払う税額)

*注 $5千円 \times 4人 = 2万円$
 $2万円 \times 10年 = 20万円$

*注 $(115万円 - 110万円) \times 10\% = 5千円$

上記例のように、10年後おじいさんの相続財産は4,600万円も減少します。納付する相続税は920万円も節約できます。

相続税対策にぜひ！

*結論

20万円の贈与税を払って、920万円の節税にもなっちゃう！

補足説明*

- ① 贈与の対象として、現預金はもちろん、利益が出ている我が社の株など将来値上がりするものもいいです。
- ② 住宅取得資金の贈与の非課税限度額も300万から550万に引き上げられました。
- ③ 非課税限度額を少し超えて贈与すると、申告し納税することによって、贈与の証拠が残ります。
- ④ 贈与した預金等は必ず本人の印鑑で管理してください。

事務所動向

所長から一言どうぞ！

お客様のお役に立つことが私たちの最大の喜びです。

最小コストで 最大効果 パソコン会計

昨年10月から11月にかけて皆様の事務の簡略化・効率化・迅速化を推進することを目的としてフロンティア21・弥生会計導入キャンペーンを行いました。

現在45件のお客様に導入し、活用して頂いております！

ありがとうございます！

当事務所の会計、コンピュータに精通したスタッフが直接、懇切、丁寧に導入のお手伝いを致します。**少ない費用(労力)で大きな成果**を目指しています。
どんなことでも結構です、なんでも相談して下さい。

*事務所の雰囲気が変わりました。

4月4日に一日かけて、事務所内の配置を換え、明るく広い(?)環境の中で新しい気持ちで仕事をするようになりました。近くに来られましたら、ぜひ立寄ってみてください。お待ちしております。

ご意見や感想などをメールでも送っていただけます。

e-mail zei-tuti@jasmine.ocn.ne.jp



今までしていた会計処理業務のやり方を見直してみませんか？
 もっと会計処理を楽にしませんか？
 もっとパソコンを使いこなしてみませんか？
 パソコンを使っていますか？